

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和6年12月6日

奈良県知事 殿

奈良県吉野郡十津川村小原225-1
十津川村商工会
会長 古田 雅文

奈良県吉野郡十津川村小原225-1
十津川村役場
村長 小山手 修造

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：栗栖 広也

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

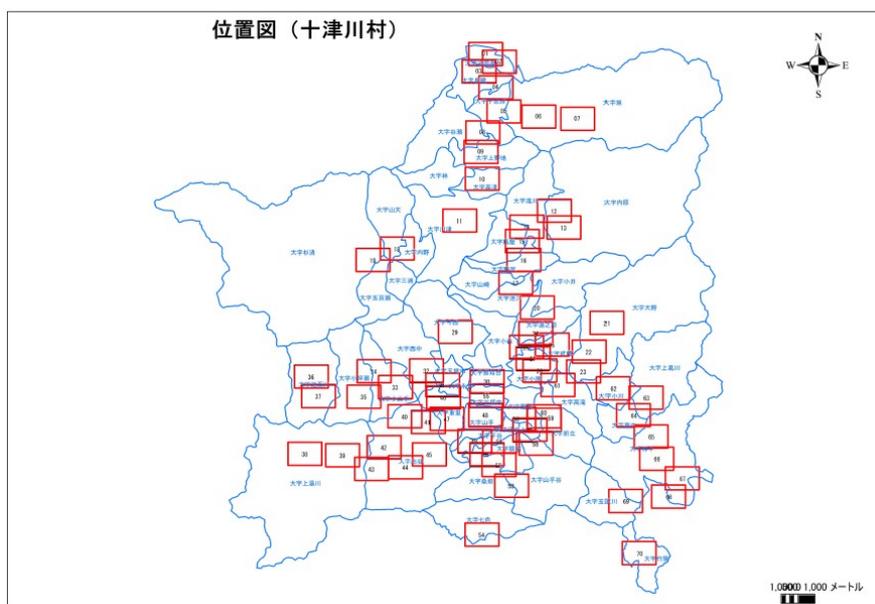
(1) 地域の災害リスク

(洪水)

十津川村の上流には猿谷ダム・村内には風屋ダムと二津野ダムがあり、十津川・神納川・西川などの河川がそのダムに注いでいる。台風や大雨によりダムの水位が上昇し大規模放流することによって、下流河川が増水し浸水被害が予想される。特に十津川温泉周辺地区は、二津野ダム湖畔に温泉宿等が多く、浸水リスクが高くなっている。

(土砂災害：ハザードマップ)

十津川村の面積は672.38㎏で、その約96%が森林である。山に囲まれた狭隘な場所に集落が点在しており、また切り立った山間地域が多く、集中豪雨や地震などで地すべり等土砂災害が生じる恐れがある危険箇所が数多く点在している。51の大字で、急傾斜地の崩壊警戒区域285箇所(うち特別警戒地区282箇所)、土石流警戒地区78箇所(うち特別警戒地区73箇所)、地すべり警戒地区11箇所、合計警戒地区374箇所(うち特別警戒地区355箇所)に及び土砂災害に関するリスクが非常に高い。

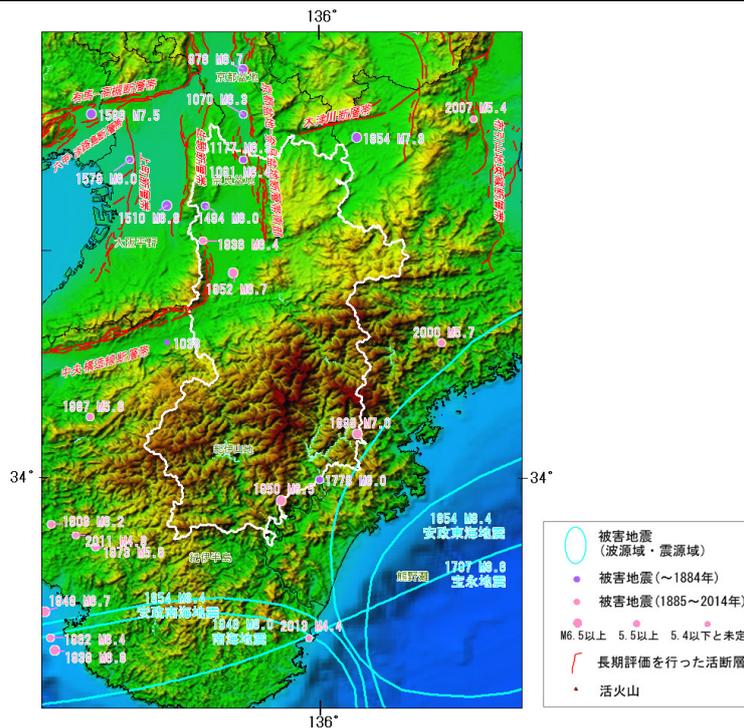


(地震：政府 地震調査研究推進本部)

海溝型地震では、南海トラフ沿いにおけるマグニチュード8～9クラスの地震が地震発生確率は30年以内で70%～80%となっており、村内における震度は最大で6強とされている。

内陸型地震では、奈良県内に8つの起震断層を設定した被害が想定されている。特に中央構造線断層帯による地震では、一番大きな揺れが想定されており、次の被害が想定されている。

・地震動	最大震度6強		
・人的被害	死者数	16人	負傷者 20人
・建物被害	全壊棟数	164棟	半壊棟数 292棟
・避難者数	1,099人		



(その他)

十津川村は明治22年の十津川大水害では、台風の影響によって3日3晩降り続いた暴風雨により大規模な山腹崩壊が1,080か所で発生。谷を土砂が埋め37か所で天然ダム(土砂ダム)をつくり、天然ダム決壊に伴う洪水により壊滅的な被害をもたらした。近年では平成23年9月の紀伊半島大水害で、台風12号接近に伴い5日間で1,358mmの雨量を記録し、「深層崩壊」と考えられる大規模な斜面崩壊が多数発生。天然ダム(土砂ダム)が2か所発生すると共に、国道168号線の折立橋崩壊や国道・県道・村道が土砂崩れにて通行止めとなり、一時十津川村自体が孤立状態に陥った。電気・電話などのライフラインが寸断されるなど甚大な被害を受けた。

(感染症)

新型インフルエンザは、過去に10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返してきた。しかし、近年では新型コロナウイルス感染症という新たなパンデミックが発生し、全世界に多大な影響を及ぼした。新型コロナウイルスは、特に初期段階で国民の大部分が免疫を持っていなかったため、急速に拡大した。現在、ワクチン接種や治療法の進展により感染拡大はある程度抑えられているが、依然として変異株の出現や予期しない感染の波が懸念されている。

そのため、十津川村においても、新たな感染症が蔓延した場合に村民の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがあることは依然として重要な課題である。

(2) 商工業者の状況

- ・事業所数 264事業所
- ・小規模事業所数 206事業所

資料：総務省統計局「令和3年経済センサス」・商工会実態調査データ

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業所数	備考（事業所の立地状態）
商工業者	建設業	50	46	村内に広く分散している
	製造業	18	18	村内に広く分散している
	卸売・小売業	40	38	村内に広く分散している
	飲食・宿泊業	44	42	観光地・温泉地に多い
	サービス業	89	50	村内に広く分散している
	その他	23	12	村内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 十津川村の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・十津川村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・衛星携帯電話を各大字に配備
- ・地区防災計画及びアマチュア無線免許取得の支援
- ・避難所及びヘリポートの整備
- ・自宅防災組織への補助
- ・ハザードマップ等、村のホームページに掲載
- ・情報伝達システム（防災とつかわ）の各戸配置及びスマートフォンアプリの整備

2) 十津川村商工会の取組

- ・事業所BCPに関する国の施策の周知
- ・損保会社と連携した損害保険加入促進
- ・十津川村が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・事業継続力強化計画セミナー実施予定

II 課題

- ・現状、緊急時の取組にかかる十津川村と十津川村商工会との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・十津川村商工会においては、事業継続力強化に関して小規模事業者にも助言出来る程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。
- ・感染症対策において、村内の小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

- ・事業所内の管理体制を強化するとともに、地域住民の一員であることを自覚し、地域の防災対策に協力する。
- ・十津川村内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識してもらい、事前対策や事業所BCPの必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、「災害用伝言ダイヤル171」の周知を行うとともに、十津川村と十津川村商工会との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また十津川村内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制・関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・発災後速やかな事業継続ができるよう保険・共済に対する助言を行える「経営指導員等職員」の育成に努める。
- ・巡回時や窓口指導時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談等を実施する。

* その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・十津川村商工会と十津川村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

十津川村商工会では、多発する自然災害や感染症・事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時にハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。また災害時発生時における連絡手段の一つである「災害用伝言ダイヤル171」の周知を行う。
- ・商工会報や十津川村広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、職場内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会の事業継続計画の作成

- ・十津川村商工会は、令和7年度中に事業継続計画を作成する。

3) 関係団体等との連携

- ・会員事業所の損害保険会社や共済アドバイザー等、専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては収束時期が予想しづらく、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、ビジネス総合保険や感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業所BCP等取組状況の確認。
- ・発災後、速やかに事業継続できるよう損害保険・共済制度の加入状況を確認する。
- ・十津川村と十津川村商工会にて、本計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年1回以上設け、必要に応じて本計画の見直し等を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（地震・水害等）が発生したと仮定した、村・県等による訓練への参加等、年1回当村との連絡ルートの確認等を行う。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助・自分の命を守る事が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を十津川村商工会と十津川村で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・十津川村商工会と十津川村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・豪雨の場合、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
- ・国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、十津川村における感染症対策本部設置に基づき十津川村商工会による感染症対策を行う。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

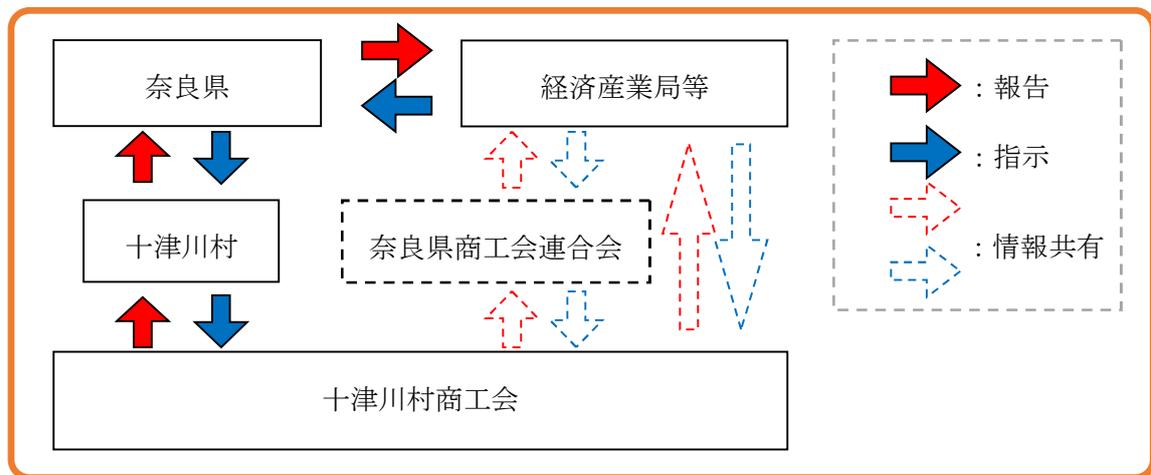
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、十津川村商工会と十津川村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～3日間	1日に3回共有する
4日目～2週間	1日に2回共有する
2週間～2か月	1日に1回必要に応じて共有する
2か月以降	必要に応じて共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う事ができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・十津川村商工会と十津川村は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・十津川村商工会と十津川村が共有した情報を、奈良県の指定する方法にて十津川村より奈良県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県からの情報や方針に基づき、十津川村商工会と十津川村が共有した情報を奈良県が指定する方法にて十津川村より奈良県へ報告する。



< 4. 応急対策時の十津川村内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、十津川村と相談する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・十津川村内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や奈良県、十津川村等の施策）について、十津川村内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 十津川村内小規模事業者に対する復旧・復興支援 >

- ・奈良県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を奈良県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は速やかに奈良県へ報告する。

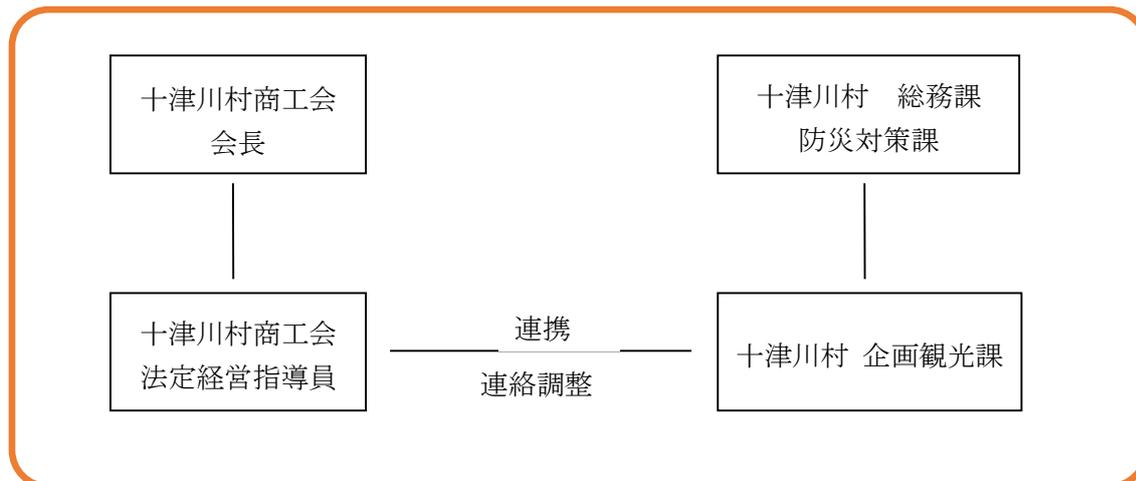
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年11月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 栗栖 広也（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

十津川村商工会

〒637-1332 奈良県吉野郡十津川村小原225-1

TEL：0746-62-0132 / FAX：0746-62-0012

E-mail：info@totsukawa.org

②関係市町村

十津川村 総務課・防災対策課 及び 企画観光課

〒637-1333

TEL：0746-62-0001 / FAX：0746-62-0210

E-mail：soumu@vill.totsukawa.lg.jp / kankou@vill.totsukawa.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	750	750	750	750	750
・ 専門家派遣費	300	300	300	300	300
・ セミナー開催費	300	300	300	300	300
・ チラシ作成費	150	150	150	150	150
・ 広報費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、十津川村補助金、奈良県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。